

第2回吹田市立南山山田市民ギャラリー指定管理者候補者選定委員会 議事録

1 開催日時 令和6年8月30日(金) 開会 午後6時00分 閉会 午後8時20分

2 開催場所 市役所本庁舎高層棟4階 特別会議室

3 次第

- (1) 選定方法の確認、事前評価の共有等
- (2) 応募者による事業計画書等の説明、質疑応答
- (3) 応募者の評価
- (4) 指定管理者候補者の選定、答申

4 出席委員 福留 和彦 委員長 (大和大学政治経済学部経済経営学科長 教授)
串崎 幸代 副委員長 (千里金蘭大学教育学部教育学科 准教授)
三原 満里 委員 (吹田市文化団体協議会 会長)
柳瀬 真佐子 委員 (NPO法人市民ネットすいた 理事長)
井上 寧 委員 (近畿税理士会吹田支部)

5 欠席委員 なし

6 公開・非公開の別 非公開・公開

理由：吹田市審議会等の設置及び運営に関する指針の第9項第2号、及び吹田市情報公開条例第7条第3号及び第4号の規定による。

7 会議進行

(事務局) 【選定方法、事前評価について説明】

(委員長) 評価の考え方について意見交換を行いたい。またプレゼンテーション後の質問事項についても事前に整理しておきたい。

(委員長) 何を期待して次期指定管理者を選定するか位置付けを決めておきたいが、今までにない新しい活動を期待するのか、ギャラリーを継続的かつ安定的に運営できる事を期待するのか、基準を合わせたい。

(B委員) 市民ギャラリーを継続的に維持していくことが大事。応募書類において具体的な記載が少ないので質疑応答にて応募者に聞きたい。

(C委員) ギャラリーの位置付けについて、新しいことに取り組むのは難しいのかなと思うので、市民ギャラリーの維持を行うことが大事だと思う。

(D委員) 事業報告書について、公用使用が73%となっているが地域の独占となっているのではないか、また団体としてどのような事に取り組んでいるのか聞きたい。

(E委員) 新規の事業を行っていただきたいが、条例等の縛りがあることから難しい部分もあ

- る。市民ギャラリーを安定的に維持していく中で創意工夫されている事を聞きたい。
- (A 委員) 応募書類の事業報告書について、一覧表区分欄の自主については指定管理者の自主事業という認識で問題ないか。
- (事務局) 問題ない。
- (B 委員) 事業計画書においてニーズやアンケートを取っていると記載があるが、アンケートを踏まえた動きや検討事項が見えてこない。質疑応答にて聞きたい。
- (A 委員) 南山田市民ギャラリーの特性が記載されていないが、これまで経験してきた事を踏まえて、今後どのような取組を行っていくのか質疑応答にて聞きたい。

【応募者入場】

- (応募者) 【事業計画書等の説明】
- (D 委員) 地域の小・中学校の作品を展示することで地域住民の交流の場として非常に有益な場となっている事はわかった。その中で一般の利用を増やしていく事が難しいとの事だが、貴団体としてどのような取組を行っているか。
- (応募者) 山田ブロックに対してできるだけ声掛けを行っている。SNS等を利用し情報発信を行いたいが、現在のところは利用者および地域の方に口コミで利用促進している。
- (C 委員) 若い人を取り込むには口コミだけでなく SNS 等を用いた発信力が必要となってくるがどのような対策を検討されているか。また、駐車場がないため利用が少ないとの事だが、駐車場がないなりの工夫や対策等はしているのか。
- (応募者) 現在ネット環境が整備されておらず、ネット環境構築に向けて協議会でも検討しているところだが、市とも協議し前向きに進めていきたい。駐車場については、マンションの一室ということもあり所有の駐車スペースはないが、山田ブロックを中心に口コミを広めていって貰っている。
- (B 委員) 地域の文化交流の場となっているが、具体的に文化という点に焦点を当てた時に南山田市民ギャラリーがどのような場となっているか。
- (応募者) 今まで展示だけのギャラリーとしていたが、展示に絡めて講習会やワークショップ等を行い、地域の人だけでなく南山田市民ギャラリーという場所を通して横の繋がりを深めている。その他にもガンバ大阪の PR や市の防災関連の展示や啓発を行い、近隣住民だけでなく興味を持って来館された方同士の交流を深めて貰っている。
- (D 委員) 災害時の防災や防犯について具体的な対策を取っているか。
- (応募者) 災害等発生時は、窓口の事務員から協議会の会長に連絡を行い、その後市の担当部署である文化スポーツ推進室へ連絡を行う体制を取っている。また、事前対策としてマンションで行われている年 1 回の防災・防犯訓練に参加し災害時への意識を高めている。
- (D 委員) 募集要項にも記載されている電子申込システムについて、今後導入の方向だと思うが、貴団体が導入にあたってどのように取り組んでいくか、また準備等はしているか。
- (応募者) 指定管理料の大部分が人件費とその他清掃費や消耗品等の購入であり、余剰金がほとんど出ない。市でパソコンの貸与や Wi-Fi の環境整備等してほしい。
- (E 委員) 指定管理料の中で大部分が人件費との事から、紙の節約や電気代の節約等されているの

- はわかったが、少ない余剰金の中で貴団体としてどのような創意工夫をしているか。
- (応募者) 最低賃金上昇も踏まえ人件費の増加に備えないといけないことから、余剰金は1年間で数万円しか残らないため、余剰金を使うのは難しい。創意工夫としては、各公民館の手芸や写真、絵画などのグループへの利用促進を行っている。ただし、展示だけでなくウクレレなどの利用もマンション住民の方の音の迷惑にならないのであれば展示に絡めて実施しても良いのではないかと検討している。
- (A 委員) 事業計画書にて市民ニーズの把握のためアンケートを取っているとのことだが、アンケートに記載の市民ニーズを踏まえ、貴団体にて普段からどれくらいの頻度で、どのような議論を行い、どのようなアイデアが出てきたか。
- (応募者) 展示だけでは駄目であるという共通認識の中で、折り紙をさせてほしいという団体については、テーブルや机の配置を変えることなど可能な限り対応していこうと議論してきた。
- (A 委員) 事業計画書において資金および人的な制約がある中で、できることが限られていると思うが、今ある形を維持するのか、あるいは今あるものから少しでも市民に向けてサービスを改善することを目的にされているのかどちらか。
- (応募者) 今あるものを維持するのではなく、新しいことを少しずつでも進めていきたいと考えている。SNS 等もこれから発信していくうえで、事務員としてパソコンができる人の採用も検討していきたい。
- (A 委員) 南山田市民ギャラリーが立地や地域環境等様々な点において他のギャラリーと比較し有利だと思われる点は何か。
- (応募者) 融通性を持たせたギャラリーであると考えている。

【応募者退場】

— 暫時休憩 —

【採点結果集計表配布】

- (事務局) 【各委員が採点した合計評価点数の平均が60点以上であったため、指定管理者候補者となる基準を満たしていることを報告】
- (委員長) 「吹田市立市民ギャラリー条例第10条」の規定により、本選定委員会として、採点結果に基づき「南山田地域文化推進協議会」を指定管理者候補者とするに異議はないか。
- (全委員) 異議なし。
- (委員長) 指定管理者候補者として異議なしとのことだが、答申に際して意見を付けるか。
- (D 委員) 指定管理者候補者について異議はないが、指定管理者として5年先を見据えてどのような体制を取るのか、事業計画書からは見えてこない点も数多くあるので、各年次毎の事業報告書と事業計画書提出の際には市と十分にコミュニケーションを取り、創意工夫を行って貰いたい。
- (A 委員) 年度ごとの事業報告や収支報告、市民サービスがしっかりとできているのかチェックは市

で行っているか。

- (事務局) 年度当初と年度末後に報告書という形で市に書類を提出いただき確認している。また、モニタリングという形で年に1回市のモニタリングを実施し、2年目と4年目に第三者モニタリングという形で本日の委員の皆様に見ていただく機会がある。
- (E 委員) 指定管理料の中で予算の配分は決められているのか。予算内の流用を行い創意工夫できる取組に充てる事はできないのか。できるのであれば限られた予算の中で創意工夫を行って貰いたい。
- (事務局) 指定管理者において事業計画書を基に南山田市民ギャラリーを運営いただくので、最低賃金や社会保険等の法令遵守がなされていれば指定管理料の中で自由に使っていただくことは可能。
- (委員長) 吹田市立南山田市民ギャラリー指定管理者候補者について当該団体を選定することに決定する。ただし、答申に際して意見を付けるものとする。

— 答申書手交 —

8 その他事務連絡

事務局から今後の予定について説明

9 閉会